

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在である。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じており、もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。保育施設での重大事故は、保育士をはじめとした保育所スタッフの人員不足が大きな原因であることは明らかである。

こうしたなか、保育施設の職員配置基準は長い間見直しがされておらず、特に4～5歳児においては保育士1人につき30人とされており、国際的に比較してもかなり低い水準のままである。また、多くの自治体で独自の配置基準を設け人員を配置しているが、その分に関わる財源はすべて現場任せとなっている仕組み自体も問題である。

保育士の平均月給は全産業平均より約5万円低く（2021年度政府調査）、責任と見合わない処遇から離職や新規採用者が集まらず人員不足が一層深刻化している。子どもたちの安全を第一に、保育の質の維持・向上に努めている保育士の離職防止と人材確保に向け、適切な配置基準への改善と必要な財源確保を要請する。

保育士の保育施設配置基準を少なくともOECD先進国並みの配置基準に改善するとともに、必要な財源を十分に確保し、下記事項が実現されるよう要望する。

- 1 保育施設の配置基準を引き上げ、保育士の増員をはかること。
- 2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 公定価格を引き上げ、保育職場で働くすべての職員の処遇改善をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣
財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（少子化対策） 殿

神奈川県愛甲郡愛川町

会議議長 渡 辺 基